



水防法および土砂災害防止法改正に伴う

要配慮者利用施設における 避難確保計画に関する ご案内

近年、「100年に1回」と呼ばれるような豪雨が毎年のように発生し、全国各地で甚大な被害をもたらしています。

ここ数年では、平成26年の広島土砂災害、鬼怒川が決壊した平成27年関東東北豪雨、平成28年台風10号など大きな災害が相次いでおり、逃げ遅れによる犠牲者も発生しています。

これらを受け、平成29年6月19日に洪水や高潮などの水害から避難に時間を要する要配慮者の命を守るために、要配慮者利用施設の避難体制を強化する目的で「水防法」「土砂災害防止法」が改正されました（平成29年8月現在）。



水防法および土砂災害防止法改正に伴う大きなポイントは3つ！

- ポイント1 避難確保計画を**作成**する必要がある！
- ポイント2 避難確保計画を**市町村に報告**する必要がある！
- ポイント3 避難確保計画に基づく**避難訓練を実施**する必要がある！



法改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等には、「**避難確保計画の作成**」、「**市町村への届出**」、「**避難訓練の実施**」が義務化されました。

「避難確保計画の作成」などの義務を怠った場合、どうなるの？

避難確保計画を作成しなければならない要配慮者利用施設による、市町村への届出状況は定期的に確認されています。

所定の時期に未実施である施設については、施設の名称等が公表されるため、評判・風評等のリスクが顕在化することになります。



「避難確保計画」に必要な項目は？ どうやって作成すればよいの？

国土交通省のホームページに「避難確保計画」のひな形や作成ツールが公開されており、これらを使用すると、必要事項を満たした「避難確保計画」が作成でき、市町村への報告ができます。



火災の避難はやってるけど、水害対策用の訓練もやらないといけないの？

火災や地震の場合とは避難場所・避難経路が異なる可能性があります。

避難確保計画を作成後、施設職員で共有し、実際に避難活動が可能か確認の上、訓練を実施しましょう。



！ 水害避難の豆知識

- ◆ 人間が予期しない事態に対峙したとき、「ありえない」という先入観や偏見（バイアス）により、物事を正常の範囲だと自動的に認識しようとする心理が働きます。これを「**正常性バイアス**」と言い、自然災害などの緊急事態に遭遇した時、「自分は大丈夫」と思い込もうとし、結果迅速な避難を妨げる要因の一つとされています。
- ◆ 避難勧告・指示などが出ていても、むやみに避難場所に行くことがかえって危険な場合もあります。災害時に安全な場所まで避難する時間がない場合、例えば水害時に自宅や堅牢な隣接建物の2階以上などに緊急避難することを「**垂直避難**」と言います。

！ BCPツールのご案内

当社では福祉・介護事業者様向けに、災害に備えた事業継続計画（BCP）を簡易に策定できる「地震・水害BCP作成キット」をご用意しております。



- ✓ 非常時に落ち着いて適切な避難行動を取れるようにするには、様々な状況を想定した避難確保計画策定と、避難訓練の実践が重要です！
- ✓ 避難確保計画や事業継続計画（BCP）を策定し、平時からしっかりと準備しましょう！

<BCP 作成の目的>

BCP は「平常時の対応」「緊急時の対応」の検討を通して、①事業活動レベルの落ち込みを小さくし、②復旧に要する時間を短くすることを目的に作成します。

BODY SHOP DAITO

株式会社 **大東工業**



● 福祉車両・保険受付
名古屋市 中川区 中野新町4-35
052-354-5433

● 点検・車検・修理
名古屋市 港区 正保町8-22
052-381-9161